

新しいマル福カードを郵送します



次の対象者は、有効期限が令和6年3月31日となっております。3月下旬に新しいマル福カードを郵送しますので、4月1日以降は新しいマル福カードを必ず提示してください。

対象者

- ・身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを所持し、白いマル福カードをお持ちの方
- ・平成20（2008）年4月2日～平成21（2009）年4月1日生まれの方
- ※4月1日以降も使用できるマル福カードをお持ちの方を除く

健康保険証が変わったとき

福祉医療費受給者の健康保険証が変わったときは、届け出が必要です。新しい保険証の提示をお願いします。

届け出に必要なもの

- ・福祉医療費受給者証（マル福カード）
- ・健康保険証
- ・身体障害者手帳など（お持ちの方のみ）

福祉医療制度について

福祉医療制度とは、病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額（入院時食事代、差額ベッド代、保険外治療などを除く）を助成する制度です。助成を受けるためには申請が必要です。左の表のとおり、対象によって所得制限などの有無が異なります。詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・身体障害者手帳など（お持ちの方のみ）

問合せ

市民保険課 TEL 89・2159
 地域局市民福祉課 TEL 73・2114

マル福カード対象者

対象	要件	備考
乳幼児、小中学生および高校生など	出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	・所得制限なし ・社会保険本人は非該当
ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	・母子家庭・父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・父または母が一定の障害認定を受けている家庭の児童	・所得制限あり ・社会保険本人は非該当
重度心身障害（児）者	・身体障害者手帳1～3級を持っている方 ・療育手帳Aを持っている方	・社会保険本人のみ所得制限あり
高齢身体障害者	65歳以上で身体障害者手帳4～6級を持っている方	・所得制限あり ・社会保険本人は非該当